

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第19号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第1条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料の支給)</p> <p>第2条 職員の給料(給料の調整額を含む。以下同じ。)の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)に規定する祝日法による休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を支給定日とする。</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(県職員給与条例附則第9項の人事委員会規則で定める者)</p> <p>3 県職員給与条例附則第9項の人事委員会規則で定める者は、次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、同表の職員の欄に掲げる職員である者とする。</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第2条 職員の給料(給料の調整額を含む。以下同じ。)の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)に規定する祝日法による休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を支給定日とする。</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(県職員給与条例附則第9項の人事委員会規則で定める者)</p> <p>3 県職員給与条例附則第9項の人事委員会規則で定める者は、次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、同表の職員の欄に掲げる職員である者とする。</p>

改正前		改正後	
給料表	職員	給料表	職員
行政職給料表	本部長級、副本部長級又は課長級の職にある職員	行政職給料表	部長級、副部長級又は課長級の職にある職員
研究職給料表		研究職給料表	
医療職給料表（二）		医療職給料表（二）	
医療職給料表（三）		医療職給料表（三）	
略		略	
備考 この表の職員の欄の「本部長級」、「副本部長級」及び「課長級」並びに「警視級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。		備考 この表の職員の欄の「部長級」、「副部長級」及び「課長級」並びに「警視級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。	

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第2条 通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第7条（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。	第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第7条（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(平成17年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第4条 平成17年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条</p>

改正前	改正後
<p>例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第12条、第13条、第14条又は第24条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)に規定する公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第12条、第13条、第14条又は第24条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)に規定する公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p>

(平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第5条 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則(平成27年佐賀県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2条 平成26年改正県職員給与条例附則第7条第1項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第12条から第14条まで又は第24条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)に規定する公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間</p>	<p>第2条 平成26年改正県職員給与条例附則第7条第1項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第12条から第14条まで又は第24条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号)第2条においてその例によることとされる場合を含む。)に規定する公務災害休暇、結核性疾患休暇、病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間</p>

改正前	改正後
<p>ク・ケ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 切替日以降に再任用職員異動（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員</p> <p>(6) 略</p>	<p>ク・ケ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 切替日以降に再任用職員異動（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第3項（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日<u>及び</u>休暇に関する条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。